

みなさんこんにちは。

ここでは、12月11日(日)に実施されます、「ビジネス実務法務検定試験®(第40回)」について、「**試験直前予想！これだけは押さえる鉄板論点**」と題して、本試験までに押さえておいて欲しい論点を全5回でピックアップし、みなさんと一緒に確認していきたいと思っています。

第2回は、「**損害賠償の法律関係**」から、主に**民法の不法行為責任**を取り上げます。

3 級

民法の不法行為責任では、“**純粋な民法 709 条の不法行為責任**”だけでなく、“**共同不法行為**”や“**使用者責任**”，関連する法令として“**自動車損害賠償保障法（自賠法）**”や“**製造物責任法**”も問われていますので、そこもチェックが必要です。

鉄板過去問

- ① A および B は、共同の不法行為によって C に損害を加えた場合、C に対して、連帯して損害賠償責任を負う。

(第 38 回第 1 問ケ，第 36 回第 10 問エ④，第 35 回第 8 問ク)

- ② X は、突然殴りかかってきた Y から自己の身を守るため、Y を突き飛ばして Y を負傷させた。X の Y に対する反撃が民法上の正当防衛に当たる場合、X は Y に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負わない。

(第 35 回第 3 問エ a，第 34 回第 3 問ウ①，第 30 回第 3 問イ③)

- ① ○ → A と B は各自**連帯して**損害賠償責任を負います。2 分の 1 ずつ負うのではない点に注意しましょう。
- ② ○ → 正当防衛が成立する場合、損害賠償責任は負いません。不法行為における加害行為は**違法**であることが必要ですが、正当防衛ではその違法性が阻却されることになります。

続いて、周辺過去問として上記に挙げた“自動車損害賠償保障法（自賠法）”と“製造物責任法”をみてみましょう。

周辺過去問

- ① 自動車損害賠償保障法上、運行供用者が負う損害賠償責任は、運行供用者が自ら自動車を運転していた場合に限り成立する。(第 34 回第 8 問ク，第 24 回第 3 問オ④)
- ② 製造物責任法上の製造業者等には、製造物を業として製造または加工した者のほか、製造物を輸入した者も含まれる。(第 35 回第 4 問ア，第 31 回第 1 問カ)

- ① × → 自動車の所有者であれば、運転しているか否かにかかわらず責任を負う。
- ② ○ → 製造物責任を負う者の範囲には、製造・加工業者のほか輸入業者も含まれる。
- 上記のほか、自動車損害賠償保障法では、“物損は適用対象外である”点、製造物責任法では、“製造物自体の毀損のみの場合は適用されない”点も押さえておきましょう。

予想問題

- ① 宅配業者 A のトラック運転手 B は、不注意による操作ミスで C が運転する乗用車と衝突し、C に怪我を負わせた。C が A に対して自賠法上の運行供用者の責任を追及するためには、B の不注意によって事故が起きたことを C が証明する必要がある。
- ② 不法行為の被害者が、当該不法行為によって損害を被る一方で利益を得た場合、損益相殺により損害賠償の額が調整されることがあるが、被害者が受け取った傷害保険の保険金はその対象にはならない。

- ① × → 運行供用者の責任の場合は、民法 709 条の不法行為責任の場合と異なり、運行供用者である A が“責任は負わない旨（免責要件）”を証明しなければなりません。このように事例形式での出題もありうるため、図を描くなどしてしっかり事実関係を整理して考えましょう。
- ② ○ → 任意加入の生命保険金や傷害保険金は損益相殺の対象にはなりません。覚えておきましょう。

2 級

2 級では、民法 709 条の**不法行為責任**（第 39 回 4-2）、民法 715 条の**使用者責任**（第 34 回 2-4）、民法 717 条の**工作物責任**（第 38 回 10-2）、**製造物責任法**（第 37 回 6-2、第 35 回 4-3）が中心的に問われます。また、“**不法行為全般**”として上記の全てが問われることもありますので（第 37 回 10-2、第 36 回 1-1、第 35 回 2-4）、必ずテキスト、問題集を見直しておきましょう。

出題予想論点

①使用者責任

②製造物責任法

なお、2 級を受験する方も、上記 3 級の“周辺過去問”、“予想問題”は非常に重要なので、チェックしておいて下さい。

要チェック問題

① 使用者責任【直近の出題：第 37 回 10-2，第 36 回 1-1，第 34 回 2-4】

酒類の小売業者である A 社の従業員 B は、顧客から注文を受けた商品を自転車で配達する途中、前方不注意により通行人 C に接触し負傷させた。この場合、A 社は、B の選任およびその事業の監督について相当の注意をしたこと、または相当の注意をしても損害が生ずべきであったことを証明することができなければ、C に対し民法 715 条の使用人責任の規定に基づく損害賠償責任を負う。

② 製造物責任法【直近の出題：第 37 回 6-2，第 35 回 4-3】

建設業者 A 社は、不動産業者 B 社からの注文を受け、住宅甲を建築した。住宅甲には、A 社の作業員の杜撰な施工が原因で雨漏りするという欠陥があったため、B 社から住宅甲を購入した消費者 C の家財道具が多数汚染した。この場合、A 社には、当該雨漏りにより生じた損害について、C に対する製造物責任法に基づく損害賠償責任が成立する。

- ① ○ → 使用者責任の要件として、「被用者に民法 709 条の不法行為の要件が備わっていること」が必要であることを忘れないように。また、使用者が免責事由される場合があることをチェックしましょう。

・民法 709 条の**不法行為責任**については、**被害者が加害者の故意・過失を立証**する必要があります。そのため、上記の問題であればめると、通行人 C（被害者）が従業員 B（直接の加害者）の過失を立証する必要があります。

⇨ 一方、民法 415 条の**債務不履行責任**については、**債務者が自己に故意・過失がないことを立証**しなければいけません。この点が両者の大きな違いです。

- ② × → 製造物責任法の対象となる「製造物」とは、「**製造または加工された動産**」であるため、土地や建物などの“**不動産**”は製造物責任法の適用の対象となりません。またこれに加え、“**未加工の農林水産物**”も同様です。

本肢は基本的な知識の問題ではありますが、このように事例形式で出題された場合、“住宅である点”に注目すべきところを、“家財道具が拡大損害にあたるのか？”という別論点に目がいってしまっていて間違ってしまうなんてこともあります。2 級では事例問題に騙されないように注意してください。

・立証責任について、被害者は“拡大損害”と“製造物の欠陥”との「因果関係」のみ立証すればよく、**製造者等の故意・過失の立証は不要**です。

上記①と一緒に確認しておきましょう。

次回の第 3 回は、「債権の担保」をみていきます。